附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第十七号

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）第二条第五項の規定に基づき、重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十日

経済産業大臣　林　幹雄

重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令の一部を改正する省令

重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令（昭和三十六年通商産業省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一を次のように改める。

様式第1

根拠法規	重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令第1条
主務官庁	経　済　産　業　省

関税割当申請書

経済産業大臣　殿

申請者氏名（名称）　　法人番号

申請者住所　　電話番号

記名押印又は署名　　印　　資　格

申請年月日

申請の明細

関税掌表番号	品名	数量及び単位

注1　用紙の大きさはA列4番とすること。

注2－①　資格欄には、法人にあっては、「代表権者」と記載する。なお、代表権者から権限を委任されている受任者が申請する場合には、「受任者」と記載する。

注2－②　資格欄には、個人事業者にあっては、「本人」と記載する。